

平成 30 年 7 月 25 日

理学療法部門責任者 様

公益社団法人 茨城県理学療法士会
会長 浅川 育世

ネットワークビジネス（マルチ商法）に関する注意喚起のお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は本会の活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、県内の一部の施設にてネットワークビジネス（マルチ商法）の勧誘が横行している兆しがあります。各施設理学療法部門責任者におかれましては、所属する会員諸氏への注意喚起と蔓延防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

ネットワークビジネス（マルチ商法）は、商品やサービスを販売するもので、それ自体は違法ではありませんが、顧客となった人が新たな顧客を勧誘する連鎖販売取引の形をとります。取引販売する商品は多岐にわたり、各種のセミナーの形式をとるものや、研修会とリンクして物品販売を行うものもあります。新たな顧客として私たちが大切にすべき患者様を巻き込んだケースも報告されております。

すでに平成 30 年 3 月 9 日付にて公益社団法人日本理学療法士協会長からも会員の皆様に対し、ネットワークビジネス（マルチ商法）に関する注意喚起が出されておりますが、本会においても、ネットワークビジネス（マルチ商法）をはじめそれに類するビジネスが私たちの関連する場所で蔓延することに強く反対します。本会の活動においてもこれらの勧誘行為などは一切禁止とし、発見した場合には厳重注意または処分致します。施設理学療法部門責任者の皆様におかれましても、会員諸氏へ周知・徹底をしていただければ幸いです。

なお、悪質なネットワークビジネス（マルチ商法）にてトラブルに巻き込まれた会員がいる場合には、独立行政法人国民生活センター、消費者ホットライン 188 等専門機関に相談するよう促すとともに、本会（toiawase@pt-ibaraki.jp）までご一報をお願い申し上げます。

敬具